

一般社団法人えひめ産業資源循環協会  
会長 西山 周 様

愛媛県県民環境部長  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の施行について（通知）

日頃から本県の環境行政の推進に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和 2 年 5 月 15 日付け環循適発第 2005152 号及び環循規発第 2005151 号にて、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長及び廃棄物規制課長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

また、本通知のうち、「二 定期検査に関する特例」及び「七 書類の提出等に関する柔軟な対応について」については、本県として下記のとおり対応することとしましたので、内容を御承知の上、貴協会会員等から問い合わせ等を受けられた際には本件の周知に御協力いただくようお願いいたします。

#### 記

##### 1 産業廃棄物処理施設に係る定期検査の期間に関する特例

環境省通知「二 定期検査に関する特例」ただし書の「検査を受けることが困難か否か」については、事案ごとにその時期における状況を踏まえて判断することとなるため、あらかじめ当課もしくは各保健所環境保全課（又は衛生環境課）に相談されたい。

##### 2 書類の提出等に関する対応について

産業廃棄物処理業の許可の更新については、令和 2 年 4 月 30 日付、2 循第 101 号本職通知にて、郵送、電子メール等を利用した申請の推奨及び添付書類に係る対応についてお知らせしたところであるが、更新の許可申請以外の廃棄物関係の行政手続についても同様に対応することとする。

ただし、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の新規許可申請において、「当該事業を行うに足りる技術的能力を説明する資料」を添付できない場合は対応を検討しているところである。

#### 【担当】

愛媛県県民環境部環境局  
循環型社会推進課  
産業廃棄物係 大内、山内  
TEL: 089-912-2355  
FAX: 089-912-2354